

主要四力国の所得税制の主な改正内容

アメリカ

〔レーガン政権〕

1981年～1989年

- ・ 1981年 経済再建租税法
 - 所得税率の引き下げ(14%～70%→11%～50%)
 - 税率ブラケット等に対するインデクセーションの導入
- ・ 1986年 税制改革法
 - 税率構造の簡素化、最高税率の引き下げ(11%～50%→15%、28%)
 - 人的控除の段階的拡充(1986年:1,080ドル→1989年:2,000ドル)
 - 高所得者に対する人的控除の遞減措置

〔H.W.ブッシュ政権〕

1989年～1993年

- ・ 1990年 歳入調整法
 - 所得税の最高税率の引き上げ(15%、28%→15%、28%、31%)

〔クリントン政権〕

1993年～2001年

- ・ 1993年 歳入調整法
 - 高所得者に対する所得税の税率の引き上げ
(15%、28%、31%→15%、28%、31%、36%、39.6%)
- ・ 1997年 納税者負担軽減法
 - 児童税額控除の導入(1998年:400ドル)
 - 長期キャピタルゲインに係る税率を軽減(15%、28%→原則10%、20%)

〔W.ブッシュ政権〕

2001年～2009年

- ・ 2001年 経済成長と減税調整法
 - 所得税率の段階的引き下げ
(15%、28%、31%、36%、39.6%→10%、15%、25%、28%、33%、35%)

〔W.ブッシュ政権〕

2001年～2009年

- ・ 2001年 経済成長と減税調整法
 - 高所得者に対する人的控除の遡減措置の段階的縮小
 - 児童税額控除の段階的拡充(500ドル→1,000ドル)

- ・ 2003年 雇用と経済成長のための減税調整法
 - 2001年ブッシュ減税(所得税の税率引き下げ、児童税額控除の拡充)の前倒し
 - 長期キャピタルゲインに係る税率を段階的に軽減(10%、20%→0%、15%)
 - 配当に係る税率を段階的に軽減(総合課税→0%、15%)

〔オバマ政権〕

2009年～

- ・ 2011年 予算教書(提案中)
 - 高所得者に対する所得税の税率の引き上げ
(10%、15%、25%、28%、33%、35%→10%、15%、25%、28%、36%、39.6%)
 - 配当・長期キャピタルゲインに係る最高税率の引き上げ
(0%、15%→0%、15%、20%)
 - 高所得者に対する人的控除の遡減措置の復活

イギリス

〔サッチャー政権〕

1979年～1990年

- ・ 1979年～1981年 所得課税から消費課税へ
 - 税率累進構造を緩和、一方で課税ベースを拡大
 - 基礎控除、税率ブラケット等のインデクセーションを凍結(=実質的な増税)
- ・ 1988年 税制の簡素化・不公平の除去
 - 税率累進構造をフラット化(6段階→2段階)
- ・ 1990年 課税単位・所得控除の見直し
 - 夫婦合算単位課税から個人単位課税へ変更、夫婦者控除(所得控除)の創設

〔メージャー政権〕

1990年～1997年

- ・ 1992年 軽減税率の導入(20%)
- ・ 1990年～1994年 夫婦者控除の見直し
 - 控除方法、方式(所得控除→税額控除)の見直し、控除額の縮減

〔ブレア政権〕

1997年～2007年

- ・ 1999年～2001年 夫婦者控除から給付付き税額控除(給付)への移行
 - 夫婦者控除等の廃止(2000年)、就労世帯税額控除(1999年)(いわゆる給付付き税額控除)及び(旧)児童税額控除(給付無し)(2001年)の導入(就労・子育て支援)
- ・ 2003年・2006年 給付付き税額控除の改革
 - 全額給付の給付付き税額控除の導入
 - ・ 就労世帯税額控除 → 就労税額控除(全額給付の給付付き税額控除)
 - ・ (旧)児童税額控除 → 児童税額控除(全額給付の給付付き税額控除)

〔ブラウン政権〕

2007年～

- ・ 2008年 税制の簡素化(税率構造の見直し3段階→2段階)
- ・ 2010年 高所得者に対する増税(予定)
 - 15万ポンド超の課税所得に対する最高税率(50%)の新設
 - 収入が10万ポンド以上の者に対する基礎控除額の減額

ドイツ

[コール政権]

1982年～1998年

- ・ 1983年 児童控除の再導入(児童手当(給付)との併用可)
 - 1975年以降廃止されていた児童控除の復活
- ・ 1986年～1990年 所得税減税(三段階)
 - 所得税率の引き下げ(22%～56% → 19%～53%)、累進構造の緩和
 - 税率不適用所得の額を引上げ
- ・ 1991年 所得税・法人税に対する付加税の導入
 - 東西ドイツ統一にともない、旧東ドイツ諸州に対する支出の財源確保が目的
 - 一年限りの時限措置(当初)であったが恒久化(1995年)された
- ・ 1996年 児童控除と児童手当の併用廃止→選択適用制度へ移行

[シュレーダー政権]

1998年～2005年

- ・ 1999年～2005年 所得税率の段階的な引き下げ(23.9%～51%→15%～42%)
- ・ 2000年 各種所得控除の一本化
 - 被用者控除、必要経費概算控除、クリスマス控除を被用者概算控除に一本化
- ・ 2003年 配当課税について法人税との調整方法の見直し
 - 完全インピュテーション方式から配当所得一部控除方式(受取配当の一定割合を課税所得に算入)へ変更

[メルケル政権]

2005年～

- ・ 2007年 所得税の最高税率の引き上げ(42%→45%)
- ・ 2009年 金融所得に対する課税方法の変更(総合課税→分離課税)
- ・ 2009年～2010年 所得税減税(二段階)
 - 所得税の最低税率の引き下げ(15%→14%)
 - 税率不適用所得の額を引き上げ

フランス

【ミッテラン政権】

1981年～1995年

- ・ 1983年～1994年 税制の簡素化
 - 所得税の最高税率の引き上げ・引き下げ(60%→65%→58%→56.8%) (1983年～1994年)
 - 所得税率の累進構造をフラット化(12段階→6段階)(1994年)
- ・ 所得税付加税(所得税額の10%)の創設(1981年)・廃止(1986年)
- ・ 1991年 一般社会税の創設
 - 収入に対して比例税率1.1%を適用→税率の引き上げ2.4%(1993年)

【シラク政権】

1995年～2007年

- ・ 1997年～2007年 所得税率の引き下げ、一般社会税率の引き上げ
 - 所得税率の一貫した引き下げ (1997年:12%～56.8% → 2007年:5.5%～40%)
 - 一般社会税率の引き上げ
(給与収入に係る税率 1995年:2.4% → 1997年:3.4% → 1998年:7.5%)
- ・ 1998年 社会税の導入(資産性収入に対して比例税率2%を適用)
 - 1996年 社会保障債務返済税(0.5%)を導入
 - 2005年 社会税付加税(0.3%)を導入
- ・ 2001年 給付付き税額控除の導入
 - 雇用のための手当(いわゆる給付付き税額控除)の導入
- ・ 2007年 給与所得控除の廃止

【サルコジ政権】

2007年～

- ・ 2007年 所得税減税策の実施
 - 超過勤務に係る所得税及び社会保険料負担の免除
- ・ 2008年 金融所得に対する課税方法及び税率の変更
- ・ 2009年 所得税減税、社会税付加税率の引き上げ
 - (単年度措置)低・中所得者に対する所得税減税(勤労世帯の家計支援)
 - 社会税付加税率の引き上げ(0.3%→1.4%)